

【開催報告】令和8年度屋外広告物実務担当者研修

令和8年4月6日 10:30～11:30
13:15～15:15
オンライン (ZOOM)

当日の進行次第

屋外広告業窓口業務【土木事務所職員】

時間	内容
10:30-10:40	自己紹介【県庁】
10:40-10:55 (15分)	屋外広告業に関する業務概要 —土木事務所の窓口担当が行う業務について— 景観まちづくり課 主事 前澤 果歩
10:55-11:20 (25分)	屋外広告業に関する手続きの実務 熱海土木事務所 都市計画課 主査 山田 貴久
11:20-11:30 (10分)	その他情報提供 景観まちづくり課 主事 前澤 果歩
11:30	閉会

屋外広告物関係【市町、土木事務所職員】

時間	内容
13:15-13:20	開会
13:20-14:10 (50分)	屋外広告物法令の概要 景観まちづくり課 主事 前澤 果歩
14:10-15:00 (50分)	屋外広告物許可手続き及び違反広告物是正の実務 袋井土木事務所 都市計画課 主査 島津 愛子
15:00-15:15 (15分)	その他情報提供
15:15	閉会



資料DL URL&QR 【参考図書】 静岡県屋外広告物ガイドブック
<https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/keikan/okugaikokoku/1029825.html>

受講者 & アンケート結果

Q1：屋外広告行政の経験



参加者45名のうち
約6割が新任者

Q2：研修内容の理解度



約90%が理解！

Q3：研修の参考度



全ての方が業務の参考になると回答

【研修の配信状況 IN 都市局会議室】



— 見逃し配信実施中 YouTube —

当日の研修動画をYouTubeで公開しています。新任の屋外広告物担当者向けの内容は、基礎的なことがわかりやすく説明&紹介されています。聴講できなかった方、もう一度じっくり聞きたい方、YouTubeで年度末まで公開していますので、御視聴ください。

【屋外広告業窓口業務（午前）】

【屋外広告物関係（午後）】

URL <https://youtu.be/SBRy3dsmR9k>



URL <https://youtu.be/t6uys5feLrY>



問い合わせ先

静岡県景観まちづくり課 担当：菅沼

TEL:054-221-3702/E-mail:keikan-machi@pref.shizuoka.lg.jp

Q4：研修の感想

《初任者に向けた研修内容》

- 屋外広告物の種類や地区によって可能不可能があることを知り、許可事務をするにあたり様々なパターンを検討しないといけないと感じた。
- 今回の研修で参考になったことは、屋外広告物の具体例について分かりやすく図説が付いており、該当と対象外の例が見やすく、内容が把握し易かったです。また、許可を得て設置する広告物の例についても、実際の写真が見本として添付されており、内容が理解し易かったです。屋外広告物許可の手続きの実務について、業務フロー形式で記載されており、手続きの流れがとても分かり易いです。今年から始めて屋外広告物の業務に携わる者としては、とても参考になる研修でございました。
- 以前研修を受けた際は、知識が一切ない状態だったため理解できない部分がありましたが、2年目となり一通り理解した上で受けると話の内容が入ってきたため、確認をするという意味でもとてもいい研修でした。違反広告への指導については、あまりできていないので、今回のものを参考にさせていただきたいと思います。
- 午前の研修と引き続き全体像がわかりやすい構成となっていた。また、実際の業務で起こりうる例外的なケースも紹介されており、非常に役に立つ内容であった。
- 実際の業務を俯瞰してみることによって、業務に対する理解が深まったと考えている。特に、全体像をつかみやすい構成になっていたと考えており、順序だって業務を行う際に非常によい資料として使うことができると考えた。
- 初任時より昨年度屋外広告物業務に昨年度携わってからの受講のほうがより理解度があがった。
- 異動してきたばかりだったので、基礎的な知識を享受いただけたのはよかったです。
- 屋外広告したい、はじめての職場で、これから学ばなければなりません。研修は良い参考になりました。また、出来れば、他県及び県内他市の条例が少しずつ違うので比較された説明があれば、他県、他市の状況も把握できたと思いました。
- 町に問い合わせがあった際のご案内方法が理解できた。
- 屋外広告物の担当になってから日が浅いため、なかなか法律等の知識に照らし合わせるのが難しく感じた。特に、広告の手続きには新規・変更でそれぞれ異なる対応が必要になること、変更範囲の把握が必要なこと、変更の次第では申請が不要になることなど、とても学びがある反面これから知識をつけていかなくてはならないと強く感じた。
- 今回は1年間の実務経験を経ての研修だったことから、より理解を深めることができたと思います。市内に無許可や許可期間の更新がされていない広告物が多く見受けられますので、研修内容を参考にさせていただき是正指導に努めていきたいと考えています。
- 今年度から屋外広告物の担当となったため、今後の業務の参考となる研修でした。
- 内容審査にて、よくあるミスとして本年度の静岡県収入証紙が昨年度よりも値段が高くなってしまふことから、昨年度の金額と勘違いしてしまふ恐れがあるほか、変更点の誤記載や記入漏れなど細かいミスもあると思うので、ミスによる信頼の失墜がないように、一個一個丁寧に確認を行うことを心掛けなければいけないと考えています。

Q4：研修の感想

《初任者に向けた研修内容》

- ・ 是正指導の説明が非常に参考になった。
- ・ 違反広告物の是正に関する説明について、実際の是正処置例を提示しつつ説明いただけただので、内容が分かり易かったです。
- ・ ありがとうございました。

Q5：その他御意見

《研修内容》

- ・ スライドだけではなく、実際の業務の動画があると更にイメージしやすくなると考えている。
- ・ 電子申請の検討状況などの情報共有。
- ・ 業者の中には、許可申請よりも看板の設置を先行する業者がいるため、是正指導をしてもなかなか違反広告物が減っていかないように感じています。
- ・ 屋外構造物Q&Aデータベースの内容も少し触れていただけると幸いです。

Q6：研修に関する質問

分類	質問と回答	
違反対策	質問	適用除外の公職選挙法によるものの中に、選挙期間内ではない、政党ポスターは該当するか確認したいので、お教えください。
	回答	適用除外の公職選挙法によるものの中に、選挙期間外に掲出する政党ポスターは含まれませんので、選挙期間外のポスター掲出にあたっては、通常の屋外広告物と同様の取扱いが必要です。 なお、適用除外に該当するか否か(広告物形状や掲出可能な期間)は公職選挙法によりご確認ください。